

令和7年4月

リフォーム融資

## リフォーム融資金利のお知らせ

## ○適用期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日までに融資のお申込みをされた方

※ 翌月の融資金利は、令和7年4月28日 14時に公表予定です

※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

## ○融資金利（全期間固定金利）

■高齢者向け返済特例を**利用する**場合\*1、\*2

	耐震改修工事*3または耐震補強工事*4 を行う方	左記にあてはまらず、バリアフリー工事*5 またはヒートショック対策工事*6を行う方
保証ありコース	年 1.10%	年 1.30%
保証なしコース	年 3.30%	年 3.50%

■高齢者向け返済特例を**利用しない**場合\*7

&lt;団体信用生命保険に加入する場合&gt;

返済期間	新機構団信	新機構団信 (デュエット(ペア連生団信))	新3大疾病付機構団信
10年以下*8	年 1.30%	年 1.48%	年 1.54%
11年以上*9	年 1.67%	年 1.85%	年 1.91%

- ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。  
その場合の融資金利は以下のとおりです。

返済期間	団信に加入しない場合
10年以下*8	年 1.10%
11年以上*9	年 1.47%

- \*1 毎月のお支払いは、利息のみとなり、次の計算式で毎月の支払額を求めることができます。  
融資金利ごとの借入希望額(1万円単位) × 融資金利 ÷ 12 (1円未満切捨て)
- \*2 元金は、借り入れた方全員がお亡くなりになったときの一括返済となります。詳しくはお申込みされたコースに応じて、それぞれの商品概要の「注意事項」の欄をご覧ください。  
保証ありコース：リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証ありコース」商品概要（P.2）  
保証なしコース：リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」商品概要（P.4）
- \*3 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画にしたがって行う工事
- \*4 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事
- \*5 床の段差解消、廊下および居室の出入口の幅幅または浴室および階段の手すり設置のいずれかを含む工事
- \*6 住宅全体の温熱環境を改善し、または居室と非居室との間の温度差を緩和するために行う工事
- \*7 耐震改修工事\*3または耐震補強工事\*4を行う方に限ります。
- \*8 10年以内の返済期間で申込みをした場合は、返済開始後、原則として返済期間を11年以上に延長することはできません。
- \*9 11年以上の返済期間で融資を受けた場合は、任意の繰上返済などにより返済期間が10年以内に短縮されたとしても適用金利は変更されません。
- 融資の条件や手続、対象となる工事の詳細については、「リフォーム融資のご案内」または当機構ホームページ（[www.jhf.go.jp](http://www.jhf.go.jp)）をご覧ください。

## 【リフォーム融資】100万円当たりの返済額（めやす）

### ■返済期間10年以内

返済期間		＜元金均等返済の場合（第1回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない
融資金利	年 1.30%	年 1.48%	年 1.54%	年 1.10%	年 1.30%	年 1.48%	年 1.54%	年 1.10%	
1年	毎月払い	84,416	84,566	84,616	84,249	83,921	84,002	84,030	83,830
	ボーナス払い	506,500	507,400	507,700	505,500	504,880	505,556	505,782	504,128
2年	毎月払い	42,749	42,899	42,949	42,582	42,233	42,312	42,338	42,145
	ボーナス払い	256,500	257,400	257,700	255,500	254,075	254,642	254,830	253,446
3年	毎月払い	28,860	29,010	29,060	28,693	28,338	28,416	28,442	28,251
	ボーナス払い	173,166	174,066	174,366	172,166	170,478	171,009	171,187	169,889
4年	毎月払い	21,916	22,066	22,116	21,749	21,390	21,468	21,494	21,304
	ボーナス払い	131,500	132,400	132,700	130,500	128,683	129,198	129,370	128,113
5年	毎月払い	17,749	17,899	17,949	17,582	17,223	17,301	17,327	17,136
	ボーナス払い	106,500	107,400	107,700	105,500	103,609	104,115	104,283	103,049
6年	毎月払い	14,971	15,121	15,171	14,804	14,445	14,523	14,549	14,358
	ボーナス払い	89,833	90,733	91,033	88,833	86,895	87,395	87,562	86,342
7年	毎月払い	12,987	13,137	13,187	12,820	12,461	12,539	12,565	12,374
	ボーナス払い	77,928	78,828	79,128	76,928	74,959	75,456	75,622	74,410
8年	毎月払い	11,499	11,649	11,699	11,332	10,973	11,051	11,078	10,886
	ボーナス払い	69,000	69,900	70,200	68,000	66,009	66,503	66,669	65,461
9年	毎月払い	10,342	10,492	10,542	10,175	9,816	9,895	9,921	9,729
	ボーナス払い	62,055	62,955	63,255	61,055	59,049	59,542	59,707	58,503
10年	毎月払い	9,416	9,566	9,616	9,249	8,891	8,970	8,996	8,803
	ボーナス払い	56,500	57,400	57,700	55,500	53,482	53,975	54,140	52,937

### ■返済期間11年以上

返済期間		＜元金均等返済の場合（第1回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない
融資金利	年 1.67%	年 1.85%	年 1.91%	年 1.47%	年 1.67%	年 1.85%	年 1.91%	年 1.47%	
11年	毎月払い	8,966	9,116	9,166	8,800	8,298	8,378	8,405	8,209
	ボーナス払い	53,804	54,704	55,004	52,804	49,946	50,445	50,612	49,395
12年	毎月払い	8,335	8,485	8,535	8,169	7,668	7,749	7,776	7,579
	ボーナス払い	50,016	50,916	51,216	49,016	46,154	46,654	46,821	45,602
13年	毎月払い	7,801	7,951	8,001	7,635	7,135	7,216	7,244	7,046
	ボーナス払い	46,811	47,711	48,011	45,811	42,947	43,448	43,616	42,394
14年	毎月払い	7,343	7,493	7,543	7,177	6,679	6,761	6,788	6,589
	ボーナス払い	44,064	44,964	45,264	43,064	40,200	40,702	40,871	39,645
15年	毎月払い	6,946	7,096	7,146	6,780	6,284	6,366	6,393	6,193
	ボーナス払い	41,683	42,583	42,883	40,683	37,820	38,324	38,493	37,265
16年	毎月払い	6,599	6,749	6,799	6,433	5,938	6,021	6,048	5,847
	ボーナス払い	39,600	40,500	40,800	38,600	35,740	36,246	36,415	35,183
17年	毎月払い	6,292	6,442	6,492	6,126	5,634	5,716	5,744	5,542
	ボーナス払い	37,761	38,661	38,961	36,761	33,905	34,413	34,583	33,347
18年	毎月払い	6,020	6,170	6,220	5,854	5,363	5,446	5,474	5,271
	ボーナス払い	36,127	37,027	37,327	35,127	32,276	32,786	32,956	31,716
19年	毎月払い	5,776	5,926	5,976	5,610	5,121	5,205	5,233	5,029
	ボーナス払い	34,665	35,565	35,865	33,665	30,820	31,331	31,503	30,257
20年	毎月払い	5,557	5,707	5,757	5,391	4,904	4,988	5,016	4,811
	ボーナス払い	33,350	34,250	34,550	32,350	29,510	30,023	30,196	28,945

※ 金利は、元金均等返済の場合は初回の返済額を、元利均等返済の場合は毎月の返済額を示しています。

説明事項	リフォーム融資（高齢者向け返済特例） 「保証ありコース」商品概要	リフォーム融資商品概要
資 金 使 途	○ご自分が居住する住宅について、部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行うために必要な資金 ※ローンの借換えにはご利用いただけません。	○住宅の耐震改修工事を行うために必要な資金
融 資 限 度 額	○次の①又は②のいずれか低い額が上限となります。 ①1,500万円（10万円以上、1万円単位） ※住宅部分の工事費が上限です。 ②保証機関が保証する限度額 ※保証機関が発行する保証限度額証明書に記載されている金額（保証限度額の上限は1,500万円です。） ※国、地方公共団体等からリフォームに対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。	○1,500万円（10万円以上、1万円単位） ※住宅部分の工事費が上限です。
返 済 期 間	○申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまで。	○最長返済期間は、20年又は年齢による最長返済期間*のいずれか短い年数となります。 *年齢による最長返済期間（1年以上1年単位） 「80歳」－「申込本人又は収入合算者※のいずれかのうち、年齢が高い方の借入申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 ※収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。
融 資 利 率	○固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。最新の金利は、住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。 ○高齢者向け返済特例「保証なしコース」とは金利水準が異なります。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 ※「保証なしコース」の詳細は、「リフォーム融資のご案内」をご覧ください。	○加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 ○返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
返 済 方 法	○毎月のお支払は利息のみです。 ○借入元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から融資住宅及び敷地の売却、手元金による支払等の方法により一括して返済いただきます。 ※ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。	○元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い（お借入額の40%以内（1万円単位））も併用できます。
担 保	○融資の対象となる建物及び敷地に、住宅金融支援機構のために第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬等）は、お客さまの負担となります。	○融資の対象となる建物及び敷地に、原則として住宅金融支援機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が500万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。
物 件 査 査	○融資対象住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについての物件検査を受けていただきます。 ○物件検査手数料は、各検査機関等により異なります（物件検査の申請先については、住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。）。物件検査の手数料は、お客さまの負担となります。	
団 体 信 用 生 命 保 険	○ご利用いただけません。	○団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生団信））」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。 ○健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、リフォーム融資をご利用いただけます。 なお、団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても、団体信用生命保険の保障を受けることができず、家族に負担を残す可能性があります。 ※ 保障は資金の受取日から開始されます。
火 災 災 険	○返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただきます。保険金額は、融資額以上*とします。 ※融資額が損害保険会社等の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さまの負担となります。	

説明事項	リフォーム融資（高齢者向け返済特例） 「保証ありコース」商品概要	リフォーム融資商品概要
資金の取 受	○工事完了後、所定の手続が終わってから一度にお受取りいただきます。	
手数料 再 申 込 み	○融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。 ○借入申込日から6か月を経過する日の属する月の末日までは、借入申込みのやり直し（一度申込みを取り下げた後の再度の申込み）はできません。	
注 意 事 項	<p>○借入元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から融資住宅及び敷地の売却、手元金による支払等の方法により一括してご返済いただきます。なお、融資住宅及び敷地の売却等により、融資金の全額をご返済いただけない場合は、残債務の返済義務は相続人の方が負うこととなります。</p> <p>○返済期間中は、利息のみのお支払となり、元金が減少しないため、総返済額（利息の支払総額及び一括返済する元金の合計額）は、元利均等返済又は元金均等返済の場合の総返済額（毎月の返済額の合計）を上回ります。</p> <p>○申込人の方が内縁関係、婚約関係又は同性パートナーの関係である場合は、お二人に融資住宅を共有していただくことが条件となります。</p> <p>※詳しくは、「リフォーム融資のご案内」をご覧ください。 ※審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額がご希望どおりとならない場合があります。</p>	
法人である 貸 金 業 者 (※)を取扱 金 融 機 関 と す る 場 合 の 注 意 事 項 ※貸金業法 (昭和58年法 律第32号)第2 条第2項に規 定する貸金業 者	<p>&lt;銀行、信用金庫、信用組合等を取扱金融機関とする場合は、本項目は該当しません。&gt;          機構から業務委託を受けた法人である貸金業者（以下「モーゲージバンク」といいます。）を取扱金融機関とする場合は、次の①から⑤までの事項にご注意ください。</p> <p>① モーゲージバンクが、毎月の支払日よりも前に申込人の返済用預金口座から毎月の支払金に相当する金額を引き落としの上でこれをお預かりし、毎月のお支払に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎月の支払金に相当する金額に満たない場合には、この取扱いは行いません。</p> <p>② 返済用預金口座の残高が毎月の支払金に満たなかったため、モーゲージバンクが①の対応を行えなかった場合は、申込人に、①の引落日の翌営業日から支払日までの間に、モーゲージバンクの指定する口座に支払金に相当する金額をお振込みいただきます。</p> <p>③ 申込人が②の対応を支払日までに行えなかった場合は、モーゲージバンクの指定する口座に、②の支払金に相当する金額等をお振込みいただきます。</p> <p>④ 元金の全部又は一部を繰り上げて返済される場合は、モーゲージバンクに手続をご確認いただき、モーゲージバンクの指定する口座にお振込みいただきます。</p> <p>⑤ ②から④までのお振込みに係る振込手数料は申込人の負担となります。</p>	



説明事項	リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」商品概要
資金用途	本融資は、ご自分が居住する住宅について、部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行うために必要な資金としていただきます。 ※ ローンの新借換えにはご利用いただけません。
借入申込みに関する確認事項	本融資を申し込まれる方全員（連帯債務予定者の方を含みます。以下「申込人」といいます。）に、カウンセリング相談を受けていただきます。
	申込人の年齢は、借入申込時に満60歳以上である必要があります。
	本融資は、申込人全員が亡くなられたときに、融資住宅及び敷地を売却することにより元金を一括してご返済いただく融資です。 なお、申込人がご存命中に繰上返済して完済された場合又は申込人全員が亡くなられたときに相続人が手元金等で残債務を完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。 ※ 上記の方法によらず融資住宅を相続人に残したい場合は、元利均等返済等のリフォーム融資の利用をご検討ください。
	借入申込時に専用書式により、申込人が亡くなられた場合の通知義務者（相続人がいる場合は、相続人）及び緊急連絡先を、通知義務者の署名の上で機構にお申出いただきます。
	申込人の方が内縁関係、婚約関係又は同性パートナーの関係である場合は、お二人に融資住宅を共有いただくことが条件となります。  本融資と類似の関連商品に、機構と提携している金融機関が提供する【リ・パス60】があります。 【リ・パス60】の詳しい条件や金利水準等については、住宅金融支援機構のホームページ等からご確認ください。
融資金利	全期間固定金利型です。 ※ 借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※ 最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。
融資金利に関する注意事項	本融資の融資金利は、機構の承認する保証機関の保証を利用する場合（「保証ありコース」）より高い水準となります。 ※ 「保証ありコース」の詳細は、「リフォーム融資のご案内（部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事・耐震改修工事）」をご覧ください。
返済期間	申込人全員がお亡くなりになるときまでです。
返済方法	毎月のお支払は利息のみです。 借入金の元金は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び敷地の売却、手元金による支払等の方法により一括してご返済いただきます。 なお、機構は、融資住宅及び敷地の売却による売却代金等によりご返済いただいた場合で残債務があるときは、残債務について相続人に請求しません。このような返済方法を「ノンリコース」といいます。
返済方法に関する注意事項	借入申込時に満60歳以上の同居する親族がいる場合でその方を連帯債務者にされないときは、申込人が亡くなられた際にその同居する親族がご存命中であっても、毎月のお支払を継続することができなくなり、残債務を一括返済していただくこととなります。 申込人がご存命中に毎月のお支払が滞った場合、融資住宅への居住意思がなくなった場合等、残債務を一括返済しなければならない場合があります。 申込人がご存命中に元金の全部又は一部を繰上返済することができます（一部繰上返済の場合は、元金100万円以上）。 競売不成立等により融資住宅及び敷地の売却ができない場合は、ノンリコースを継続しますが、債務は完済していませんので抵当権は抹消しません。また、競売不成立等により融資住宅及び敷地の売却ができない場合において、次の事実が判明し、かつ、残債務があるときは、相続人の方から債務の残額を一括して返済していただく必要があります。 ① 相続人の方等による正当な融資住宅及び敷地の売却手続の妨害 ② 相続人の方等による詐害行為（融資住宅及び敷地の不当な処分又は譲渡を行うこと） ③ 上記のほか、融資住宅及び敷地の売却ができない事実について、相続人の方等による故意又は過失があると判断されること



説明事項	リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」商品概要		
担保	<p>融資住宅及び敷地に、必ず、機構のために第1順位の抵当権を設定していただきます。</p> <p>※ 申込人以外の所有者がいる場合は、担保提供に同意していただく必要があります。土地の権利が賃借権等の場合で敷地に抵当権設定ができないときは、ご利用いただけません。</p> <p>※ 抵当権の設定費用（司法書士報酬等）は、申込人の負担となります。</p>		
機構既融資がある場合の取扱い	<p>融資住宅及び敷地に機構融資（旧住宅金融公庫融資及びフラット35を含みます。以下「機構既融資」といいます。）の抵当権が既に設定されている場合は、機構既融資の残債務を返済の上、その抵当権を抹消することが必要となります。</p>		
融資限度額	<p>次のうち最も低い額（10万円以上、1万円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要額（1万円未満切捨て）</li> <li>・1,500万円</li> <li>・機構による担保評価額（下表）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>機構による担保評価額 （土地及び建物の合計額（1万円未満切捨て））</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地 固定資産税評価額×100/70×60%</li> <li>●建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部改築工事以外の場合：（次の①と②の合計額）×60%</li> <li>① 建物の固定資産税評価額×100/70</li> <li>② 工事請負契約書の請負金額に次のいずれかの評価率を乗じて得られる額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建てで請負金額が700万円以上の場合：42%</li> <li>・戸建てで請負金額が700万円未満の場合：40%</li> <li>・マンションの場合：45%</li> </ul> </li> <li>・全部改築工事の場合：工事請負契約書の請負金額×60%</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※ 詳しくは、「リフォーム融資のご案内（部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事・耐震改修工事）」をご覧ください。</p> <p>※ 国、地方公共団体等からリフォームに対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。</p> <p>※ 機構の審査の結果、融資をお断りしたり、融資額をご希望どおりの額とならない場合があります。</p>	<p>機構による担保評価額 （土地及び建物の合計額（1万円未満切捨て））</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地 固定資産税評価額×100/70×60%</li> <li>●建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部改築工事以外の場合：（次の①と②の合計額）×60%</li> <li>① 建物の固定資産税評価額×100/70</li> <li>② 工事請負契約書の請負金額に次のいずれかの評価率を乗じて得られる額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建てで請負金額が700万円以上の場合：42%</li> <li>・戸建てで請負金額が700万円未満の場合：40%</li> <li>・マンションの場合：45%</li> </ul> </li> <li>・全部改築工事の場合：工事請負契約書の請負金額×60%</li> </ul> </li> </ul>
<p>機構による担保評価額 （土地及び建物の合計額（1万円未満切捨て））</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地 固定資産税評価額×100/70×60%</li> <li>●建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部改築工事以外の場合：（次の①と②の合計額）×60%</li> <li>① 建物の固定資産税評価額×100/70</li> <li>② 工事請負契約書の請負金額に次のいずれかの評価率を乗じて得られる額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建てで請負金額が700万円以上の場合：42%</li> <li>・戸建てで請負金額が700万円未満の場合：40%</li> <li>・マンションの場合：45%</li> </ul> </li> <li>・全部改築工事の場合：工事請負契約書の請負金額×60%</li> </ul> </li> </ul>			
物件検査	<p>融資対象住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについての物件検査を受けていただきます。</p> <p>物件検査手数料は、各検査機関等により異なります（物件検査の申請先については、住宅金融支援機構ホームページでご確認ください）。</p> <p>※ 物件検査の手数料は、申込人の負担となります。</p>		
資金の受取	<p>工事完了後、所定の手続が終わってから一度にお受取りいただきます。</p>		
手数料	<p>融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は、いずれも必要ありません。</p>		
保証人	<p>必要ありません。</p>		
団体信用生命保険	<p>ご利用いただけません。</p>		
火災保険	<p>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>保険金額は、融資額以上*とします。</p> <p>* 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額以上とします。</p> <p>※ 火災保険料は、申込人の負担となります。</p>		
借入申込みの期限	<p>本カウンセリング相談を行った日から1年以内に借入申込みが受理されない場合は、本カウンセリング相談は無効となります（1年経過後に本融資の借入申込みを希望される場合は、改めて、カウンセリング相談を受けていただきます。）。</p>		

説明事項	リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」商品概要
再度申込み	借入申込日から6か月を経過する日の属する月の末日までは、借入申込みのやり直し（一度申込みを取り下げた後の再度の申込み）はできません。
取扱金融機関に関する注意事項	借入申込時に、融資の承認後、資金の受取及び毎月のご返済を行う金融機関を機構の業務を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）の中からご選択いただきますが、ご希望された取扱金融機関で対応できない場合があります。 この場合は、対応可能な取扱金融機関の中から再度ご選択いただくこととなりますので、機構から申込人に連絡します。
法人である貸金業者（※）を取扱金融機関とする場合の注意事項 ※ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者	<p>&lt;銀行、信用金庫、信用組合等を取扱金融機関とする場合は、本項目は該当しません。&gt;  機構から業務委託を受けた法人である貸金業者（以下「モーゲージバンク」といいます。）を取扱金融機関とする場合は、次の①から⑤までの事項にご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① モーゲージバンクが、毎月の支払日より前に申込人の返済用預金口座から毎月の支払金に相当する金額を引き落としの上でこれをお預かりし、毎月のお支払に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎月の支払金に相当する金額に満たない場合には、この取扱いを行いません。</li> <li>② 返済用預金口座の残高が毎月の支払金に満たなかったため、モーゲージバンクが①の対応を行えなかった場合は、申込人に、①の引落日の翌営業日から支払日までの間に、モーゲージバンクの指定する口座に支払金に相当する金額をお振込みいただきます。</li> <li>③ 申込人が②の対応を支払日までに行えなかった場合は、モーゲージバンクの指定する口座に、②の支払金に相当する金額等をお振込みいただきます。</li> <li>④ 元金の全部又は一部を繰り上げて返済される場合は、モーゲージバンクに手続をご確認いただき、モーゲージバンクの指定する口座にお振込みいただきます。</li> <li>⑤ ②から④までのお振込みに係る振込手数料は申込人の負担となります。</li> </ol>

（令和5年10月現在）



## 前月分の金利は、こちらです。

### リフォーム融資金利のお知らせ

令和7年3月  
リフォーム融資

#### ○適用期間

- 令和7年3月1日から令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方
- ※ 翌月の融資金利は、令和7年3月28日 14時に公表予定です。
- ※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

#### ○融資金利（全期間固定金利）

##### ■高齢者向け返済特例を利用する場合\*1、\*2

	耐震改修工事*3または耐震補強工事*4を行う方	左記にあてはまらず、バリアフリー工事*5またはヒートショック対策工事*6を行う方
保証ありコース	年 1.07%	年 1.27%
保証なしコース	年 3.30%	年 3.50%

##### ■高齢者向け返済特例を利用しない場合\*7

<団体信用生命保険に加入する場合>

返済期間	新機構団信	新機構団信 (デュエット(ペア連生団信))	新3大疾病付機構団信
10年以下*8	年 1.30%	年 1.48%	年 1.54%
11年以上*9	年 1.36%	年 1.54%	年 1.60%

- ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

返済期間	団信に加入しない場合
10年以下*8	年 1.10%
11年以上*9	年 1.16%

- \*1 毎月のお支払いは、利息のみとなり、次の計算式で毎月の支払額を求めることができます。  
融資金利ごとの借入希望額(1万円単位) × 融資金利 ÷ 12 (1円未満切捨て)
- \*2 元金は、借り入れた方全員がお亡くなりになったときの一括返済となります。詳しくはお申込みされたコースに応じて、それぞれの商品概要の「注意事項」の欄をご覧ください。  
保証ありコース：リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証ありコース」商品概要（P.2）  
保証なしコース：リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」商品概要（P.4）
- \*3 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画にしたがって行う工事
- \*4 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事
- \*5 床の段差解消、廊下および居室の出入口の拡幅または浴室および階段の手すり設置のいずれかを含む工事
- \*6 住宅全体の温熱環境を改善し、または居室と非居室との間の温度差を緩和するために行う工事
- \*7 耐震改修工事\*3または耐震補強工事\*4を行う方に限ります。
- \*8 10年以内の返済期間で申込みをした場合は、返済開始後、原則として返済期間を11年以上に延長することはできません。
- \*9 11年以上の返済期間で融資を受けた場合は、任意の繰上返済などにより返済期間が10年以内に短縮されたとしても適用金利は変更されません。
- 融資の条件や手続、対象となる工事の詳細については、「リフォーム融資のご案内」または当機構ホームページ（[www.jhf.go.jp](http://www.jhf.go.jp)）をご覧ください。